
プロジェクト **国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号の修正案への対応**

項目 **第 82 回税効果会計専門委員会、第 51 回 IFRS 適用課題対応専門委員会、及び、第 493 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 82 回税効果会計専門委員会（2022 年 12 月 19 日開催）、第 51 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2022 年 12 月 20 日開催）及び第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 82 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 第 2 の柱モデルルールについては、既存の一時差異に影響を及ぼすのか否かを含めて明らかでないことから、実務に配慮し、IAS 第 12 号の一時的な例外を導入することに同意する。
3. 比較可能性の向上の観点から、IAS 第 12 号の一時的な例外を強制適用することが暫定決定されているが、第 2 の柱モデルルールに対して IAS 第 12 号を適用した場合の税効果会計に関する情報を出すことができるのであれば、当該情報は有用であると考えられる。そのため、情報の有用性の観点からは、一時的な例外は強制しない方が良いと考えられる。
4. 財務諸表利用者の観点からは、第 2 の柱モデルルールが発効する前の期間において、当期に係る企業の実際負担税率（IAS 第 12 号の要求事項に基づいて計算）が 15% 未満である法域についての具体的な情報等を提案している IASB の暫定決定を支持する。
5. 財務諸表作成者の観点からは、第 2 の柱モデルルールが発効する前の期間において、実際に将来第 2 の柱モデルルールに従った場合の結果とは異なる可能性がある
「IAS 第 12 号の要求事項に基づいて計算した当期に係る企業の実際負担税率が 15% 未満である法域」を開示することは、かえって財務諸表利用者の誤解が生じ、情報の有用性を低下させる懸念があると考えられる。

第 51 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

6. 第 2 の柱モデルルールについては、制度の詳細も含めて明らかでない部分も多いこ

とから、実務に配慮し、IAS 第 12 号の一時的な例外を導入することに同意する。

7. 繰延税金の一時的な例外を導入することについてのみ先に最終化することも考えられるとする事務局の気付事項に同意する。
8. 既存の IAS 第 12 号の開示においても、詳細な開示がなされている中で、IASB の暫定決定は、さらに財務諸表作成者に負担を強いるものとなっている。暫定決定された情報が財務諸表利用者にとって不可欠な情報なのか疑問である。
9. 一時的な例外を導入した場合の開示項目については、まずは容易に対応可能な開示のみを定め、財務諸表作成者の負担が大きい開示項目については、適用時期を後ろ倒しにするなどの対応も考えられるのではないかな。

第 493 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

10. 事務局の気付事項の提案に同意する。
11. 適用時期に関しては、我が国では 3 月決算の IFRS 任意適用企業も多いため、繰延税金の一時的な例外を導入することについてのみ先に最終化することを強く主張していただきたい。
12. IASB の暫定決定では、IAS 第 12 号の要求事項に基づいた当期に係る企業の実際税金負担税率を算定するとされているが、CFC 税制に基づく税金をどのように加味するかなどの判断を行う必要がある可能性があり、情報の有用性に懸念がある。
13. IASB の暫定決定に基づく開示要求については、現行の IAS 第 12 号の開示要求よりも広範な開示を求めていると考えられ、利害関係者とも十分に協議した上で、開示要求を検討していく必要があると考えられる。
14. 親会社の所在地国の平均的な税率と比較して、企業の財務諸表の税率が低い場合には、モデルルールを導入による影響が大きいことが推定され、既存の開示で潜在的なエクスポージャーを測ることが可能なのではないかな。

以 上